

記入見本【医療費の払い戻し(こども・ひとり親・重度障害)】

お住まいの区を記入してください

医療費の払い戻し申請書 (こども医療・ひとり親家庭等医療・重度障害者医療)

神戸市 区長 宛		申請日	令和 6 年 2 月 1 日
申請者	フリガナ	コウベ タロウ	受給者との続柄 本人 ・保護者・後見人
	氏名	神戸 太郎	電話番号 012-3456-7890 <small>※日中連絡がつく携帯番号など</small>
	住所	〒650-0001 神戸市中央区加納町6丁目5-1	

※この申請は本人(受給者)がするものです。
ただし、未成年(こども医療の場合は18歳以下)の場合は保護者、被後見人の場合は後見人が申請してください。

下記のとおり、領収書(コピー ※返送不要の場合、原本でも可)を添えて、医療費の払い戻しを申請します。また、この申請に関して、保険者や医療機関など関係機関に対し、必要な情報を市が調査することに同意します。
なお、申請内容に虚偽があることが発覚した場合は、助成額を返還します。

受給者	フリガナ	受給者番号	1 2 3 4 5 6 7
	氏名	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者と同じ	生年月日 大・昭 5 年 1 月 23 日 平 令

※受給者本人が申請する場合、「受給者氏名」欄の口に入力し、「受給者番号」と「生年月日」を記載してください。

口座情報	金融機関名(コード:)	支店名(コード:)	預金種目
	ABC 銀行 信金 信組・農協	神戸 支店 出張所	普通 当座 貯蓄
	口座番号	口座名義(カナ)	
	0 9 8 7 6 5 4	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者と同じ	

※原則、受給者名義の口座としてください。
ただし、未成年(こども医療の場合は18歳以下)の場合は保護者、被後見人の場合は後見人の口座としてください。
受給者・保護者・後見人以外の口座を指定する場合は、別途委任状が必要です。

高額療養費等(高額療養費及び附加給付金)について、いずれかの口に入力してください

- ※1 神戸市の国民健康保険に加入している方は、記入不要です。
- ※2 支給されるかどうか不明な場合は、加入している健康保険にご確認ください。

今回申請する月に「高額療養費等」が、支給されます。
⇒ 療養費等支給状況証明書 または 支給決定通知書 を添付してください。

今回申請する月に「高額療養費等」は、支給されません。

(以下、職員記入欄)

審査期間	起案日	年月日	資格期間	取得日	年月日	申請期間	年月~年月
	決裁日	年月日		喪失日	年月日	(枚数)	(枚)
総医療費	負担率	日数	一部負担金	附加・高額・療養費	支給決定額		
点×10円 円	×0.1 ×0.2 ×0.3		円	円	円		
課長	係長	担当	医療の種類	こひ障	保険の種類	備考	窓 郵 オ
決裁			負担区分		1. 市国保 番号: 2. 市国保以外		受付

この欄は記載不要です

申請を行う年月日(郵送の場合は郵送する日)を記入してください。

【申請者情報】

原則、受給者本人(受給者証に記載されている方)が申請してください。
ただし、受給者が未成年(こども医療の場合は、18歳以下)の場合は保護者、被後見人の場合は、後見人が申請してください。
※原則、申請者名義の口座に振り込むため、口座をお持ちの方を申請者としてください。
(父母のどちらかが申請する場合など)

【受給者情報】

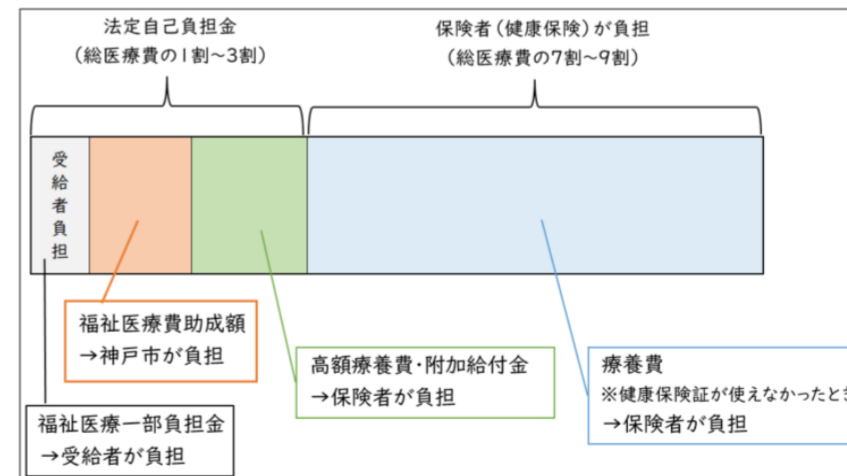
- 受給者本人が申請する場合 = 申請者が未成年または被後見人でない場合
・氏名欄の「申請者と同じ」に「チェック(✓)」
 - ・受給者番号(※)/生年月日のみ記載
 - 受給者の保護者または成年後見人が申請する場合 = 申請者が未成年または被後見人の場合
・受給者本人の情報について、氏名/受給者番号(※)/生年月日を記載
- ※受給者証・資格認定通知書に記載されています。見本(受給者番号の確認方法)を参照してください。

【振込先の口座情報】

- 原則、受給者・保護者・後見人名義の口座情報を記入してください。(金融機関コード・支店コードは記載不要)
ゆうちょ銀行口座の方は、口座番号の変換方法を参考に、記入してください。
※別の口座に振り込む場合は、以下の要件を満たした委任状(参考様式)が必要です。
- ① 委任者および受任者の氏名・住所・生年月日・電話番号が記載されている
 - ② 委任する内容「医療費の払い戻し(償還払い)」が記載されている
 - ③ 委任者および受任者の押印がある

【高額療養費等の支給状況の確認】

本制度は、加入している健康保険から「療養費」や「高額療養費・附加給付金」が支給される場合、支給された後の自己負担額を助成する制度です。



「高額療養費・附加給付金(上図、緑色)」の支給状況について、いずれかの口を✓してください。

- ★1か月に支払った医療費が高額となっている場合は、支給される可能性があります。
- 支給状況が不明な場合は、加入している健康保険(※)に支給されるかどうかを確認してください。
- ※医療機関を受診したとき、現在の健康保険が異なる場合は、受診したときの健康保険